

一般社団法人熊本市薬剤師会 くまもと西部薬局無菌調剤室の共同利用に係る契約書

一般社団法人熊本市薬剤師会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、乙において調剤に従事する薬剤師（以下「乙の薬剤師」という。）が甲の無菌調剤室（以下「本施設」という。）を共同利用する場合について、次のとおり契約を締結する。

（研修）

- 第1条 乙は、本施設を共同利用する場合には、甲が策定した指針に基づき共同利用する乙の薬剤師に対して甲が指定する無菌調剤室共同利用に関する研修講座を受講させなければならない。
- 2 乙は、乙の薬剤師に対して甲が指定する無菌調剤に関する研修を継続的に受講させなければならない。
- 3 第1項及び第2項に規定する指針に基づく研修の実施について、甲は乙に協力しなければならない。

（届出）

- 第2条 乙は、本施設を共同利用する場合には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）施行規則に規定する様式第一（第一条関係）又は様式第六（第十六条関係）を所轄の保健所長に届け出なければならない。
- 2 前項で届け出た薬機法施行規則に規定する様式第一（第一条関係）又は様式第六（第十六条関係）の写しを甲へ提出しなければならない。
- 3 第1項の場合、甲は、乙に本施設の平面図を提供するものとする。

（共同利用）

- 第3条 乙の薬剤師が本施設を共同利用するにあたっては、甲の定める「くまもと西部薬局 無菌調剤室の共同利用に関する要綱」及び「無菌調剤室の共同利用に関する指針」「熊本市薬剤師会無菌調剤室内規」「無菌調剤室利用マニュアル」に従ってこれを行わなければならない。
- 2 乙の薬剤師が利用できる甲の設備は、無菌調剤室及び無菌製剤処理に必要な器具、機材等のみに限られる。
- 3 乙の薬剤師は、甲の管理者が保健衛生上支障を生ずるおそれがないように行う監督・指導に従わなければならない。

（事故及び物品破損・汚染等の報告）

- 第4条 乙の薬剤師は、本施設を利用した無菌製剤処理に係る事故及び物品破損・汚染等が発生した場合には、甲に対し速やかに報告をし、事後処理に当たらなければならない。事故及び物品破損・汚染等が重大であるときは、甲及び乙の管理者は、甲に対し第一報を速やかに報告した後、書面をもって報告しなければならない。
- 2 乙は、利用中に施設等を破損・汚染等した場合、当該損害を甲に対し賠償し原状回復しなければならない。

（責任）

- 第5条 本施設において行った無菌製剤処理を含め、処方箋に基づいてなされた調剤の責任については、一義的に乙が負うものとする。

(器具等の管理)

第6条 甲の管理者は、本施設にて行う無菌製剤処理に必要な器具、機材等を管理しなければならない。

(契約料及び利用料)

第7条 本施設を共同利用する場合の契約料及び利用料は、「くまもと西部薬局 無菌調剤室の共同利用に関する要綱」に定めるとおりとし、必要に応じ甲において改定することができる。

2 契約料及び利用料は、甲が定める会員薬局及び非会員薬局に区分する。

3 会員薬局とは、開設者、管理薬剤師及び利用者（研修修了者）が甲の会員である薬局をいう。尚、甲の会員登録情報に合致しない場合は、非会員薬局に区分する。（別紙を添付すること。）

(契約期間)

第8条 この契約の期間は、契約締結の日からその年度の3月31日までとする。

2 契約締結については、甲の総務・財務委員会の承認をもって、甲乙はこの契約を締結するものとする。

3 契約期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が相手方に対して意思表示をしない時は、更に1年間契約を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。ただし、甲が指定する研修を受講しない時は、甲の判断によって更新をしないことがある。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める事項に違反した場合、この契約を解除する場合がある。

(疑義の解決方法)

第10条 この契約に定めなき事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

薬局名 一般社団法人熊本市薬剤師会 くまもと西部薬局

開設者名 一般社団法人熊本市薬剤師会 会長

Ⓜ

開設者住所 熊本市中央区本荘5丁目16-1

乙

住 所

薬局名

開設者名

Ⓜ

開設者住所

一般社団法人熊本市薬剤師会くまもと西部薬局無菌調剤室
共同利用薬局登録者名簿

令和 年 月 日

薬 局 名	
開 設 者 名	
管 理 薬 剤 師 名	
利用者名(修了者名)	

※ 登録者に変更がある時は、速やかに本会へ新登録者名簿の提出をお願いいたします。

※ 修了者（修了証を交付された者）の店舗登録について

①本会の登録者名簿に届出があること

②熊本市保健所または熊本県薬務衛生課等に薬剤師の届出があること